

**宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」  
(案)**



令和4年 月

沖 縄 県

## 宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 目次

<b>I</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1.	目的.....	1
2.	都市計画区域の範囲及び規模.....	4
3.	目標年次.....	4
<b>II</b>	<b>都市計画の目標</b> .....	<b>5</b>
1.	都市の将来像.....	5
2.	人口及び産業の規模.....	8
3.	現状と課題.....	8
4.	都市づくりについて.....	11
<b>III</b>	<b>区域区分の方針</b> .....	<b>17</b>
1.	区域区分の有無.....	17
<b>IV</b>	<b>主要な都市計画の決定の方針</b> .....	<b>18</b>
1.	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	18
2.	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	21
3.	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	24
4.	都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針.....	25
5.	都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針.....	29
6.	福祉に関する主要な都市計画の決定の方針.....	31
<b>V</b>	<b>将来像の実現に向けて</b> .....	<b>33</b>

# I はじめに

## 1. 目的

我が国の都市をめぐる社会経済状況は、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約、交通・情報通信ネットワークや車社会の進展等に伴う生活圏の広域化など大きく変化しています。さらに、令和2年（2020年）2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、ウィズ／アフター・コロナの新しい生活様式が求められるようになりました。

また、国民意識は、社会資本の量的充足に伴って変化し、地球環境問題、行政コストの削減や空き地・空き家等の低未利用土地の増加等への対応の必要性が高まるとともに、安全・安心な地域コミュニティの確保、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出といった、ゆとりや潤いを重視するようになりました。

さらに、平成27年（2015年）国連総会にて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で誰一人取り残さないを基本理念とした持続可能な開発目標（SDGs）が示されております。

都市計画においても、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの視点、気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る都市再生特別措置法及び都市計画法の改正、国土強靱化基本法の制定、都市のオープンスペースの機能を高めることを目的とした都市緑地法、都市公園法の改正など、時代背景を受けた動きがみられます。

このように、我が国は、都市へ人口や機能が集積する都市化社会の時代から、国民の大部分が都市で生活する安定・成熟した都市型社会の時代へ移行しつつあります。さらに近年では、ポストコロナに向けて新たな日常を通じた質の高い経済社会を実現するために、東京一極集中からスマートシティを踏まえた多核連携型の国づくりが推進されております。

本県でも、令和12年（2030年）頃まで人口が増加傾向にあるものの、それ以降は人口が減少することが見込まれることから、無秩序な市街化の抑制等の都市化社会の課題に対応しつつ、将来的な人口減少期を見据えた持続可能なまちづくりへの対応が必要となります。

また、昭和47年（1972年）の本土復帰以降、本土との格差是正を基調として社会資本の整備を進め、一定の成果を上げてきた反面、このような整備の過程で沖縄の個性や魅力を失ってきたという指摘もあります。本県の自立的かつ持続可能な発展のためには、これまでのフロンティア創造型の振興策と、民間主導の自立型経済の構築を継承発展させ、万国津梁の精神を受け継ぎ、東アジアの中心に位置する地理的特性や全国一高い出生率などの沖縄の優位性・潜在力を活かした日本経済活性化のフロントランナーとして、コロナ危機で損害を受けた世界経済の復興に向けてアジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を引き続き邁進する必要があります。さらに、沖縄県SDGs推進方針に基づく持続可能な都市づくり、都市インフラ等のマネジメントも重要な視点になってきています。

したがって、それぞれの都市圏において長い歴史に培われた伝統や文化など地域固有の資源を見つめ直し、住民と一体となって品格のある個性的な都市づくりを進めるとともに、各都市圏が相互に連携して適切に役割を分担することによって、沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月）で

定めた基本理念である“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”に基づき、目指すべき5つの将来像である「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島」、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」、「希望と活力にあふれる豊かな島」、「世界に開かれた交流と共生の島」、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」を実現することが重要と考えられます。

これら5つの将来像の実現に向けた施策を展開するために、「自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を活かした個性豊かで活力ある地域づくり」、「主体性・自主性を基軸とする地域づくり」、「多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり」という基本的な考えのもと、次の共通理念と共通目標を柱として都市づくりを進めていきます。

●都市づくりの共通理念

「我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり」

●都市づくりの共通目標

- ・地域の自然・歴史・文化を活かした、個性豊かで活力ある都市
- ・地域自ら考えつくる、快適で潤いのある都市
- ・都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市

宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、このような共通理念と共通目標に基づき、海に育まれた独立性の高い島しょ都市という地域特性を最大限活かし、おおむね20年後の将来の姿を住民と共有し、その将来像実現のための方向性を明確にするものです。

なお、宮古都市計画区域においては、都市計画区域外である伊良部地域の将来的な編入を見据え、一体的・総合的な都市計画の展開が重要です。

都市づくりの共通理念と共通目標について（体系図）

■沖縄県の基本理念と目指すべき5つの将来像〔沖縄 21 世紀ビジョン（平成 22 年 3 月）〕

“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”				
1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島	2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島	3) 希望と活力にあふれる豊かな島	4) 世界に開かれた交流と共生の島	5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

■将来像の実現に向けた基本的な考え

自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を活かした個性豊かで活力ある地域づくり	主体性・自主性を基軸とする地域づくり	多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり
--	--------------------	--

■都市づくりの共通課題

<p><b>【県レベル】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を活かした個性豊かで活力ある都市づくり</li> <li>・産業を育む都市基盤・情報基盤づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加を促す枠組みづくり</li> <li>・地域を支える人材の育成</li> <li>・アジア・太平洋地域との交流拠点、国際貢献拠点の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な役割・機能分担をした都市づくり</li> <li>・災害に強く、人にやさしい安全で安心な都市づくり</li> </ul>
<p><b>【圏域レベル】</b></p> <p><b>都市構造・土地利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長い歴史に培われた伝統や文化を継承する既成市街地の活力向上</li> <li>・アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成</li> </ul> <p><b>都市交通・都市環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性あふれる自然環境や品格のある都市景観の保全・創出・活用</li> <li>・既存の社会資本の適切な維持・管理と有効利用</li> </ul>	<p><b>都市構造・土地利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市経営効率化を図るための市街地拡散の抑制</li> </ul> <p><b>都市交通・都市環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐留軍用地跡地の有効利用の推進</li> </ul> <p><b>都市計画の体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や民間企業、NPO との連携協力体制の構築</li> <li>・社会資本の官民連携による維持管理・有効活用</li> </ul>	<p><b>都市構造・土地利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い市街地の形成</li> <li>・都市機能の偏在を解消する都市構造の再編</li> <li>・地域連携や地域づくりが促進される社会基盤整備</li> <li>・駐留軍用地跡地整備と既成市街地環境改善の一体的推進</li> </ul> <p><b>都市交通・都市環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路網の体系的整備と公共交通機関への転換促進</li> <li>・シームレスな交通体系の整備</li> </ul>

■都市づくりの共通目標

○地域の自然・歴史・文化を活かした個性豊かで活力ある都市 「我した島沖縄の」	○地域自らが考えつくる、快適で潤いのある都市 「特色ある」	○都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市 「ゆいまーるのまちづくり」
---	----------------------------------	--

■都市づくりの共通理念

我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり
------------------------

## 2. 都市計画区域の範囲及び規模

宮古都市計画区域（以下、「本区域」という。）の範囲は、伊良部地域を除く宮古島市の全域とします。

なお、伊良部地域については、伊良部大橋開通やみやこ下地島空港ターミナル開業による動向を踏まえ、適正なまちづくりを推進するため、地域住民との十分な合意形成の下、都市計画区域の指定を積極的に検討します。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
宮古都市計画区域	宮古島市	伊良部地域を除く 行政区域の全域	約 16,536 ha
都市計画区域の指定 を検討する区域	〃	伊良部地域	約 3,874 ha

資料：平成 28～30 年度都市計画基礎調査及び離島関係資料

### ■策定区域図



## 3. 目標年次

平成 27 年（2015 年）を基準年とし、都市の将来像、都市づくりの理念及び将来の都市構造は、令和 17 年（2035 年）を想定して方針を策定します。

区域区分の有無、主要な都市施設の整備等は、上記方針のもとに令和 7 年（2025 年）の姿として策定します。



## II 都市計画の目標

### 1. 都市の将来像

平成 27 年（2015 年）現在、人口約 4 万 6 千人で、県人口（約 143 万人）の約 3.2%、宮古圏域人口約 5 万 1 千人（平成 27 年（2015 年）時点）の 90.1%が集中する本区域は、豊かな自然環境と様々な都市機能が集積する島しょ都市圏です。

近年は、入域観光客数が増加傾向にあるものの、若年層の島外流出が続いていることから、雇用機会を創出して、地域の活力維持を図るとともに、自然的特性や地理的特性、歴史的・文化的特性等を活かした都市づくり等、持続可能な発展が求められます。

このことを踏まえ、おおむね 20 年後は次のような都市圏の実現を目指すこととします。

#### 将来像 1：自然と共生するエコアイランド

貴重な資源である地下水は、下水道整備や緑地整備などによって保全が図られたことから、良好な水質とともに豊かな水量を保ち続け、生活用水や農業用水などに利用されています。また、水源の涵養機能を持つ貴重な緑地は、御嶽や井泉等の歴史資源を含み、都市に潤いと癒しを与えています。

また、本区域では、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする環境モデル都市として、市民が一体となった省エネ対策の取組が進められ、さらには太陽光、風力等の地産エネルギーの活用拡大によりエネルギーの自給率が上がり、花と緑あふれるエコアイランドが構築されつつあります。

また、エコカーや南国型エコハウスの普及、住民レベルでのリサイクル活動が浸透し、自転車利用者が増加するなど、環境負荷低減に向けた取組が積極的に進められています。

低炭素島しょ社会を目指し、エネルギーの低炭素化推進を図るとともに、資源循環型社会システム構築の推進など、自然環境の保全と経済開発及び社会発展が両立する持続可能な社会形成に向けた取り組みが進んでいます。



▲西平安名崎のエコエネルギー

#### 将来像 2：伝統行事・祭事がいきづく歴史文化都市

古くから伝わるハーリーやパーントゥ、旧 16 日祭、浜下りの習慣等の様々な伝統行事・祭事、クイチャー等の伝統的な踊り、さらには、宮古上布に代表される伝統工芸品など宮古島独特の文化が継承されていくなかで、それらの歴史・文化資源がまちづくりに活かされており、お年寄りと若者の交流が生まれる等、地域の活力が維持増進されています。また、それらの歴史・文化は、観光客にとっても魅力であり、それらを体験するため国内外から多くの人々が訪れています。

### 将来像3：世界へ開く持続可能な観光都市

広域交通機能の向上が図られた平良港は、アジアからの国際クルーズ船就航など、国際交流拠点として重要な役割を果たしており、トゥリバー地域は、市街地との回遊性・連続性が向上した身近な海浜観光地域として整備が進んでいます。

また、下地島空港においては国際線やプライベートジェット機等の受入体制が整備されるとともに、宮古空港及び下地島空港の両空港の特性を活かし、国内外への路線の拡充に向けた取組が進んでいます。さらに、下地島空港においては、パイロット養成事業が開始されるとともに、一般向けに宇宙旅行を提供する宇宙港事業に取り組むなど、多様な空港活用が進んでいます。

加えて、低島の良好な自然環境・生態系、景観・風景、独自の伝統芸能・祭祀・生活文化等が尊重されたレスポンスブル・ツーリズムが進められているとともに、オーバーツーリズムへの対応が促進されるなど、持続可能な観光を支える仕組みづくりが構築されつつあります。



▲クルーズ岸壁（出典：宮古島市）



▲下地島空港（下地島エアポートマネジメント提供）

### 将来像4：世界が集うスポーツ交流都市

世界規模の「全日本トライアスロン宮古島大会」に代表される各種スポーツイベントが開催され、また、各種スポーツのキャンプ地としても定着するなど、スポーツアイランドとしてスポーツ交流が盛んな本区域では、世界中から訪れるあらゆる人々に配慮したユニバーサルデザインがまちづくりのキーワードとして定着しています。同時に、緑や花があふれる温暖な気候を活かした観光やグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の体験・滞在型観光の展開によって、来訪者にやさしい交流の場が提供されるとともに、多くの雇用機会が創出されつつあります。



▲宮古島トライアスロン・バイク競技の様子



## 将来像5：便利で快適、うむやす（安心できる）島しょ都市

本区域では、市街地の内外を問わず、地区計画などを活用した住民主体のまちづくりが浸透しており、良好な景観が創出されています。

特に、既成市街地では、身近な緑地やオープンスペースの充実によりゆとりと潤いのある都市空間の創出と身近な生活機能の充実が図られるなど、居住環境が質的に向上しており、宅地供給等、定住条件も着実に整備されて、歩いて暮らせる安全・安心なまちが実現しつつあります。

また、昔からのシマを単位とした交流が活発に行われると同時に、伊良部大橋等の基盤整備によって、宮古圏域内の交流や物流が促進されています。



▲中心市街地のイメージ

## 将来像6：地域をつなぐ情報都市

島しょ都市である本区域では、超高速情報通信網の整備など、産業振興や生活の利便性向上等に資する情報通信基盤環境の充実化が積極的に進められています。その結果、情報面では島しょの不利性が克服されつつあり、ワーケーションの受入れ体制が強化され、交流人口の増加や地域活性化につながりつつあります。



▲IT企業のイメージ

## 2. 人口及び産業の規模

### (1) 人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定します。(平成27年(2015年)時点)

年次 区分	平成27年 (2015年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)
都市計画区域	46.4千人	44.2千人	41.6千人

※国勢調査をベースに推計。なお、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』では、沖縄県全体のピークとなる人口を令和12年(2030年)の約147万人と推計しています。

### (2) 産業

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定します。

年次 区分	平成27年 (2015年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)	
生規 産模	工業出荷額	145億円	123億円	106億円
	卸小売業販売額	674億円	707億円	745億円
就 業 構 造	第一次産業	4.1千人(19.3%)	4.3千人(18.8%)	4.0千人(17.4%)
	第二次産業	3.0千人(14.1%)	2.6千人(11.6%)	2.2千人(9.5%)
	第三次産業	14.1千人(66.6%)	15.7千人(69.6%)	16.8千人(73.1%)
	計	21.1千人(100%)	22.6千人(100%)	23.0千人(100%)

※沖縄県の工業、沖縄県の商業の実績値をベースに推計

## 3. 現状と課題

### ①計画的な土地利用

本区域内の用途地域の指定のない区域(以下、「用途白地地域」という。)では、農業的土地利用が広がるなかにも大小の集落が分散して立地しており、集落周辺の一部では宅地化が進行しつつあります。

また、市街地周辺の用途白地地域では、近年、商業施設の立地がみられるとともに、用途混在等の問題が顕在化しつつある反面、市街地内では、低・未利用地の増加や空洞化の進行など、全体として市街地の外延化が進んでいます。

そのため、用途地域における土地利用の整序や用途白地地域の適正な規制・誘導等により、計画的な都市的土地利用を展開していく必要があります。

### ②豊かな都市空間の形成

道路は、都市内の各地域を結ぶように整備されていますが、中心市街地には一方通行の道路が多いことから、体系的な道路整備など道路網の充実による利便性向上とともに、歩行者や自転車利用者が安心できるような環境づくりが必要です。

また、本区域は、農地や樹林などを含めてみどりが広がっていますが、無秩序な市街化により減少しつつあり、貴重な地下水を涵養し、都市景観の向上及び広域的レクリエーション需要に寄与する公園や緑地等を計画的に整備する必要があります。さらに、それらの緑地においては、御嶽や井泉などの貴重な歴史・文化資源を含んでおり、その保全・再生・適正利用が望まれます。

### ③魅力ある市街地環境の形成

既成市街地や既存集落では、昭和時代にたび重なる台風被害によって建替えられた鉄筋コンクリート建造物の多くが機能更新の時期を迎えています。

一方、中心市街地では商業機能の空洞化により、都市活力の低下や地域共同体の崩壊、伝統文化の衰退などが懸念されています。

そのため、老朽化した既成市街地の防災性向上や中心市街地の都市機能更新とともに、平良港と宮古空港を結ぶ軸線を都市の骨格軸に位置付け、まちなか居住を実現する快適で質の高い住環境の創出及び地域間連携により、求心力と拠点性を向上させる必要があります。

さらに、都市機能更新並びに住環境の創出と併せて、魅力ある都市景観の形成を図る必要があります。

### ④アジアを展望したネットワークの構築

本区域は、アジア都市との国際航空路線の就航や国際クルーズ船の寄港など、「世界と直接つながる国際的な離島」として新たな段階に到達しており、貴重な自然や伝統文化などソフトパワーを活かし、守りながら、持続的な発展を推進することが重要です。

### ⑤循環型・低炭素型の都市の形成

本区域は、サンゴ礁に囲まれた亜熱帯の自然環境が豊かな地域であるとともに、低平で表流水がほとんどなく、雨水は地中に浸透する石灰岩の島であり、飲料水や農業用水など生活用水の多くを豊富な地下水に依存する状況にあります。しかしながら、地下水は、下水道整備の遅れ等に起因した生活雑排水の地下浸透によって水質悪化が懸念され、地下水を含めた水質の保全に取り組み、健全な水の循環を確保する必要があります。

また、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする環境モデル都市に認定されたことから、今後は太陽光や風力の再生可能エネルギーによるエネルギー自給率の向上を目指し、目標の実現に向けた取組により、気候変動への対応が重要となります。

このように、島しょ地域の本区域では、環境容量に限りがあることから、地下水保全をはじめとした持続可能な循環型・低炭素島しょ社会の構築が急務です。

### ⑥都市の個性の創出

離島苦の解消や地域の活性化に資する伊良部大橋が開通したことによって都市計画区域外の伊良部地域との交流がさらに緊密になっていますが、近年増加している国内外からの観光客などへの対応も必要となっています。

このような動向を注視して、宮古圏域内での都市計画区域の拡大を検討しつつ、石灰岩でできた低い島であることや台風常襲地帯であることなどの立地特性も考慮し、地域ごとの個性と可能性を活かした持続可能なまちづくりを進めることが重要であり、景観においても、地域の魅力あ

る景観特性を把握し、その保全・形成を図っていく必要があります。

### ⑦一体的・総合的な展開

本区域においては、地方分権の進展や少子高齢化といった社会環境の変化に加え、住民のライフスタイルの多様化に伴う生活圏の拡大、若年層の流出、空き家の増加、さらには厳しい財政状況などの様々な課題に対応していくため、伊良部地域の都市計画区域編入も含めて検討し、一体的・総合的に都市計画を展開していく必要があります。

さらに、宮古島市においては、周辺離島を含む宮古圏域の拠点都市として、医療、福祉、教育等の施設の充実が求められています。

### ⑧災害に強い島づくり（防災・減災）

本区域は、台風の常襲地であること、さらには東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する豪雨災害等の気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害の教訓を踏まえ、県民の生命・財産を守り、生活環境の安定確保を維持する必要があります。

そのためには、いかなる災害等の発生に対しても、以下 a～d の基本目標をもとに、予防的対策を含む生活基盤（又は既存施設）の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の地域強靱化を推進する必要があります。

- a. 人命の保護が最大限図られること
- b. 地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- c. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- d. 迅速な復旧復興

さらに、離島圏という地理的状況を踏まえ、災害時における空港や港湾といった緊急輸送機能の確保を含めた防災まちづくりのあり方についての検討が必要です。

特に、近年は社会福祉施設などが被災する例が多く、これらの施設を含め、避難誘導體制の構築や緊急時の輸送機能及び避難場所等の確保が求められています。

### ⑨福祉のまちづくり

本区域においては、少子高齢化が進行しているため、適切かつ確実なサービスの提供や各種施設の整備を図ることが求められているとともに、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが参加できる社会を支援し、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を支える環境づくりが必要とされており、それに対応して高齢者対応住宅等の整備や、公共施設などにおけるバリアフリー化の促進が望まれます。また、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、ユニバーサルデザインのまちづくり、歩いて暮らせる環境づくり、人にやさしい交通手段の確保などを進めていく必要があります。

これらの取組により、障がい者、高齢者、療養者など多様な観光困難者の円滑な受け入れが可能となり、ユニバーサルツーリズムの促進へと繋がることも期待されます。

## 4. 都市づくりについて

### 1) 基本理念

都市は、長期間にわたり機能を維持し、持続的に成長・発展することにより、歴史的・文化的な価値が高まるものと考えられることから、本区域においては、島しょ地域という環境の中で育まれた独自の伝統や文化、人間性を活かし、豊かで美しい自然環境との共存・共生する個性豊かなまちの実現を目指し、一体的な都市構造の構築を推進します。

また、本県独自の歴史、文化、自然等に育まれたおおらかな精神や相互扶助の習わし等、やさしく暖かい人間性を活かして、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れたすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会参加のできる「すべての人にやさしいまちづくり」を行政と住民が一体となって進めるとともに、より実効性の高い都市計画を展開するため、住民参加型の地域からのまちづくりを推進していきます。

さらに、県内唯一の環境モデル都市として、世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現するために、クリーンエネルギーなどの環境技術の革新を進めるほか、低炭素都市への転換を推進するなど環境への負荷を低減し、自然環境の保全と経済開発及び社会発展が両立する持続可能な社会を形成します。

### 2) 広域的な位置付け

本区域は、周りを海に囲まれ美しい海浜環境に恵まれた隆起サンゴ礁の島しょ都市であり、御嶽等の多くの文化遺跡や豊かな自然など独特の文化と風土を有しています。

また、その美しい自然環境や伝統文化を活かして広く開かれた島の「わいどー・わいど」（ともにがんばろう）を合い言葉にスポーツアイランド構想を進めており、トライアスロンや各種スポーツキャンプ等のスポーツイベントを通して国内外との交流を深めるとともに「健康都市」としての独自性を明確にしています。

しかしながら、近年は若年層の島外流出や中心市街地の衰退が深刻で、また、市街地周辺の田園環境が失われつつあり、人の健康だけでなく自然や市街地も豊かで良好な健康都市の実現を目指す必要があります。

このように、まちづくりにおいても「健康」というキーワードが重要であることから、本区域の特性を活かし、魅力を醸成する広域的な位置付けを次のとおり設定します。

**健康交流都市圏・がんずうみゃーく（健康な宮古）**

### 3) 基本方針

**「人・がんずう（健康）、自然・ゆがふ（豊穡）、街・ぷからず（活気）」**

**— 人も自然も健康なまち・ばんたがみゃーく（私達の宮古） —**

※「人・がんずう（健康）、自然・ゆがふ（豊穡）、街・ぷからず（活気）」

住民との意見交換の過程で提案された、人が健康であることは当然ながら、良好な自然環境と調和しつつ街を造り上げ、そして街は常に活気があふれている健康都市・宮古のイメージを表す造語



### ①土地利用が健全な都市づくり

既成市街地では、蓄積された社会資本を活用した基盤整備を進めて、商業業務地や住宅地など都市拠点構成する土地の有効利用を図り、市街地内の密度維持など多核連携型で持続可能な市街地の形成に努めます。

また、郊外部では、無秩序な市街地の外延化を抑制しつつ、既存集落等の生活拠点に都市的土地利用を集約し、拠点性を高めるとともに、周辺の優良農地の維持保全を図り、集落と農地が調和した農住環境の形成を進めます。

これに連携して公共交通ネットワークを構築することにより、高齢者等にとっても生活しやすく、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちづくりに加え、効率的な都市経営を目指します。

このように、それぞれの特性を活かした適正な土地利用を促進します。

### ②便利で快適な都市づくり

住民生活における利便性の向上や経済活動を支えるため、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備や都市内の人や物の円滑な流れに資する道路網を形成するとともに、都市外との物流や交流の拡大に資する港湾機能の拡充に努めます。特に、平良港漲水地区においては、国際クルーズ拠点の形成を目指します。

### ③良好な市街地環境を創出する都市づくり

個性あるまちづくりを進めるため、地域ごとの伝統的な井泉などの歴史・文化資源を最大限活用するとともに、それらと伝統行事・祭事を連携させることにより「琉球歴史回廊」の形成を図ります。既成市街地内では基盤整備等による質の高い住環境の向上を図り、中心市街地では魅力向上に資する整備を進めて、良好な市街地環境の創出に取り組みます。

また、平良港トウリバー地区の整備を進め、市街地内の歴史・文化拠点と有機的に連携してにぎわいと回遊性のある市街地環境の形成に努めます。



#### ④自然と共生する持続可能な低炭素型都市づくり

本区域では、亜熱帯の貴重な自然資源や生態系の維持保全に努めるとともに、地下水保全に資する緑地の確保を図り、環境と共生する都市づくりを進めます。

また、本区域が将来にわたって持続的に発展し続けるよう、エコアイランドの実現に向けて、環境保全型農業、風力発電、バイオマス等のクリーンエネルギーの導入を推進するとともに、マイクログリッド実証事業や天然ガスの活用廃棄物の減量化や資源リサイクルの推進、サトウキビ等の活用によるエネルギー自給率の向上や自然エネルギーの運輸エネルギー利用などに積極的に取り組み、低炭素島しょ社会の実現に向けた都市づくりを進めます。

さらに、宮古島市は地形的にも人口規模からも、国や県の実証事業等を実施するのに適した地域であり、今後、低炭素島しょ社会の実現に向けた取組の先進地として産学官の連携を促進します。

#### ⑤安全な暮らしが享受できる都市づくり

周囲を海に囲まれる島しょ都市圏の本区域では、台風、地震・津波や高潮等の災害を考慮し、津波避難ビルの指定など都市全体の防災機能の向上を図るとともに、海岸植生等を防災まちづくりに活用するなど、防災機能を有する資源の保全や利活用を図り、亜熱帯の特色ある災害に強い都市づくりを進めます。

#### ⑥地域主体の都市づくり

都市づくりへの積極的な住民参加を実現するため、行政は住民提案制度をはじめとした都市計画制度の普及・啓発に努めるとともに、地域住民が主体となった地域固有の資源を活かした個性豊かな都市づくりを積極的に支援します。特に、景観に関しては地域の歴史や文化、自然など独自性を活かすことが重要であることから、地域住民の参画、協働を促進します。

#### ⑦強さとしなやかさを持った安全・安心な都市圏づくり

本区域は、台風の常襲地であり、さらに今後大規模な地震が発生することも懸念されていることから、様々な自然災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに生活及び国民経済を守ることが求められます。そのため、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な地域の強靱化を推進していきます。

### 4) 将来都市構造

本区域では、平良港と宮古空港を結ぶ軸線を都市の骨格軸に位置付けて、用途白地地域での無秩序な市街化を抑制し、都市軸上に位置する宮古島市の中心市街地の居住環境改善を図って、中心市街地の活性化並びにまちなか居住を促進し、求心力と拠点性を高めるとともに、観光拠点のトゥリバー地区や市街地内の歴史・文化拠点と有機的に連結して市街地の回遊性を高めます。

宮古空港は、市街地と農住ゾーンの間位置しており、この地区周辺一帯は交流機能や防災機能等を配置して都市的土地利用を補完する空間としての利用を検討します。

また、農住ゾーンが広がる郊外部では、城辺、下地、上野の中心地区を地域拠点として周辺地域を含め、住民が安心して暮らせる土地利用を図るとともに、自然環境との調和に配慮し、都市拠点との間の連携・交流に資する基盤整備を促進します。

さらに、観光拠点、レクリエーション拠点、歴史・文化拠点、貴重な自然環境等の緑の拠点及び自然資源拠点などの地域資源を保全するとともにまちづくりに活用して、各拠点間を機能的に連結し、平坦な島の個性を高めた健康交流都市圏を実現します。

# 将来都市構造附図(県土構造図)



## 自然交響都市圏

名護都市計画区域  
本部都市計画区域



北部広域交通の連携

## 異文化交流都市圏

中部広域都市計画区域



## 歴史交流都市圏

那覇広域都市計画区域



## 歴史交流田園都市圏

南城都市計画区域



## 健康交流都市圏

宮古都市計画区域



### 凡例

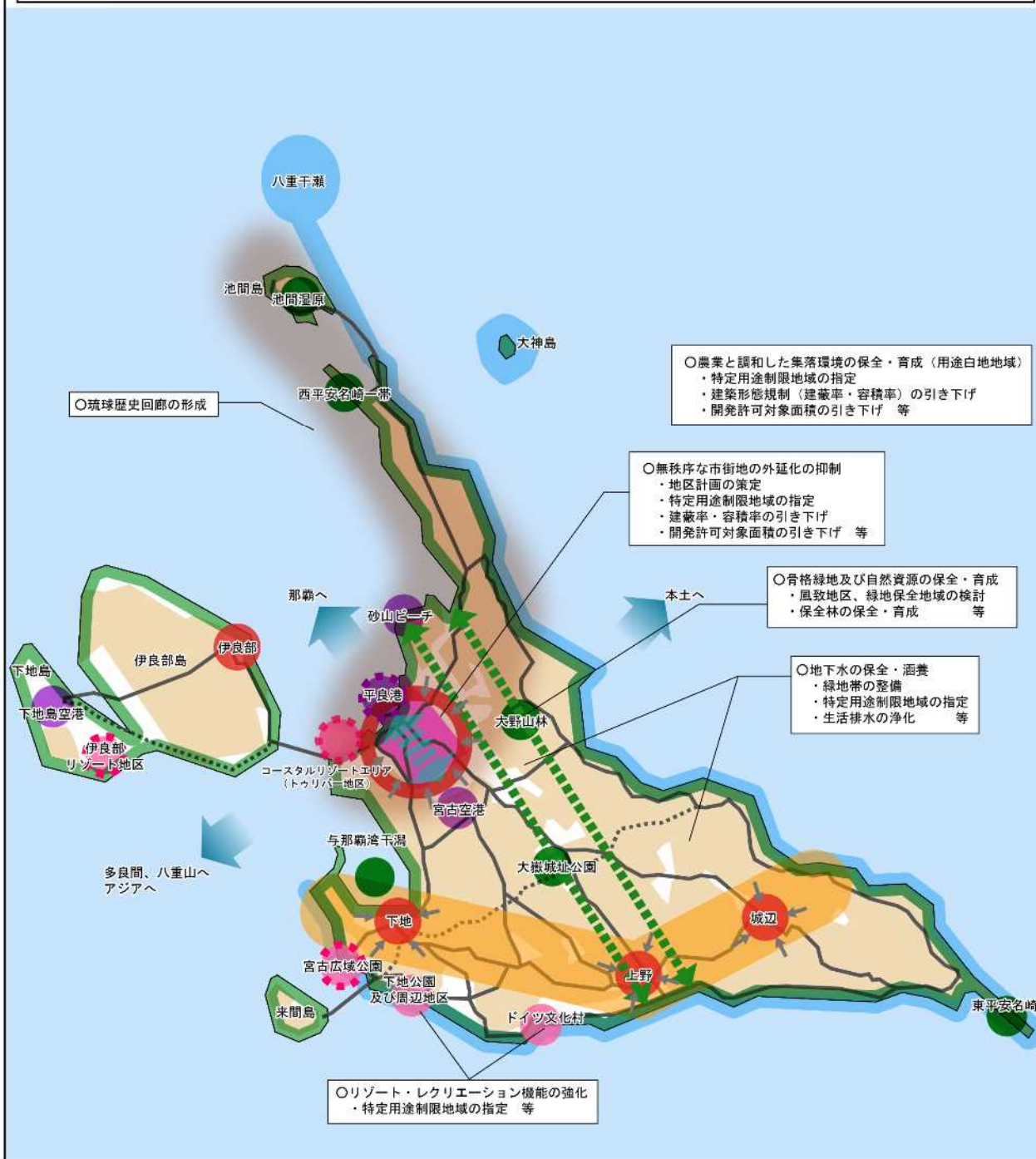
- 都市拠点
- 副都市拠点
- 地域拠点
- 交通拠点
- 緑の拠点
- 都心を中心とする領域
- 都市圏軸
- 交流連携軸(地域)
- 交流連携軸(広域)
- 自然軸
- 歴史・文化軸
- 歴史・文化エリア
- 骨格的な公共交通軸

都市圏軸とは  
都市機能や都市交通の集積、市街地の運担などからみえる都市圏構造の方向性を表現

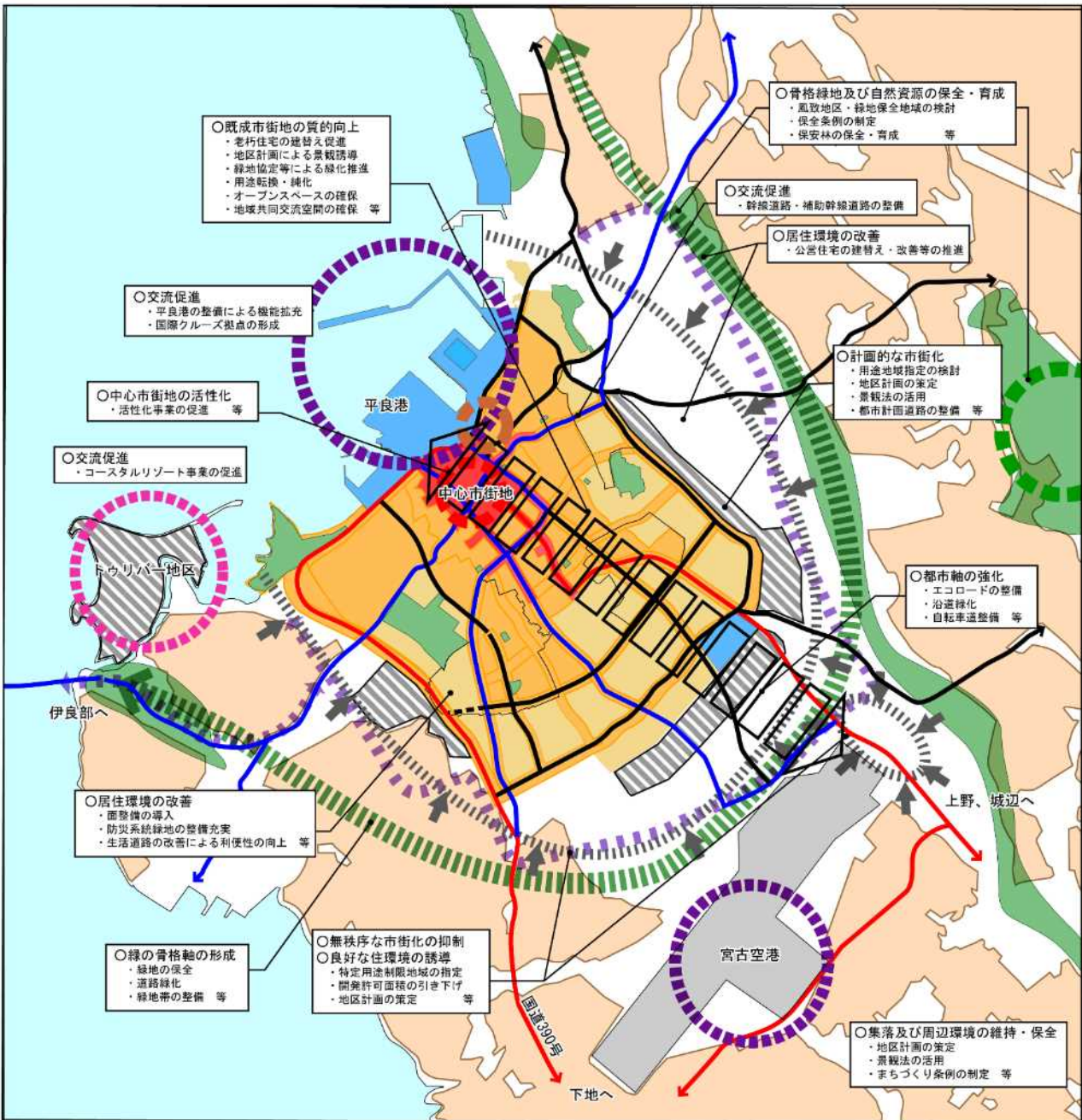
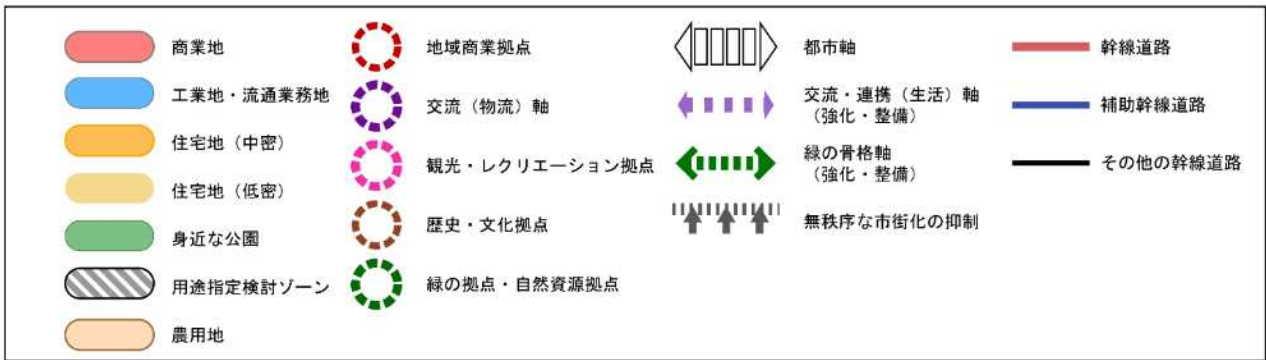


将来都市構造附図－宮古都市計画区域－

- |  |   |   |
|--|---|---|
|  市街地ゾーン             |  計画 交流（物流）拠点     |  都市軸            |
|  田園集落ゾーン            |  計画 観光レクリエーション拠点 |  緑の骨格軸（強化・整備）   |
|  農用地                |  計画 緑の拠点・自然資源拠点  |  主要道路           |
|  地下水涵養のための<br>主要な緑地 |  都市拠点            |  計画道路           |
|  リーフ及びイノアの<br>保全ゾーン |  地域拠点            |  無秩序な市街地の外延化の抑制 |
|  琉球歴史回廊             |   |   |



将来都市構造附図一市街地一





### Ⅲ 区域区分の方針

#### 1. 区域区分の有無

本区域には区域区分を定めません。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりです。

本区域は人口約5万1千人が居住する宮古圏域の拠点です。人口は最近では増加傾向にありますが、将来人口は減少する見通しであることから、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の必要性について検討を行うとともに他法令との連携強化を図り、各地域の市街地像に応じた用途地域の指定や地区計画の活用、用途白地地域における特定用途制限地域の指定や建築形態規制、開発行為の許可を要する規模要件の見直し等、総合的なスプロール対策を講ずることによって、無秩序な外延化は抑制可能と考えられます。

## Ⅳ 主要な都市計画の決定の方針

### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### みゃーく（宮古）の歴史を伝え、未来をつくる土地利用

##### 1) 主要用途の配置の方針

###### ①住宅地

本区域全体の人口はおおむね横ばいですが、宮古島市の郊外部の城辺や上野、下地においては人口減少で推移しています。

また、既成市街地には老朽化した建築物が散在しており、都市機能の更新を図る必要があります。

そのため、既成市街地では、居住環境の改善やまちなか居住の魅力向上と定住化の促進、地域共同体の育成などを図りつつ、住宅地として土地利用を進めていきます。

城辺、上野及び下地の既存集落においては、ゆとりある住環境の形成と農業的土地利用との調和を図るとともに、地域個性や歴史文化を継承する地域共同体の維持に資する住宅地の配置に努めます。

また、既存の社会資本ストックを活かしつつ、都市基盤施設の質的向上により、良質な定住環境の形成に努めます。

###### ②商業地

本区域では、平良城辺線沿道の大型商業施設の立地に併せて商業販売額の伸びが顕著であり、活発な商業活動が展開されている一方で、公設市場や飲食店、商店街が集まる平良の中心市街地では、空き店舗が増加するなどの空洞化が進行しています。

そのため、中心市街地では、道路や公園の整備など中心市街地の再整備や商店街の活性化、まちなか居住、市民サービス機能の導入等による商業機能の充実と他機能との連携を図るとともに、「まちの顔」として引き続き商業地を配置します。

また、市街地周辺部における新たな商業機能の立地はさらなる市街地の外延化を促進し、用途混在を誘発することから、適正な規制・誘導を図り、商業地の配置は慎重に対応します。

###### ③工業地

平良港の機能拡充に伴って優位性がさらに高まると予想されることから、平良港背後地の工業地の機能を維持し、機能集積を図ります。

###### ④流通業務地

流通業務地は、人流・物流拠点である平良港及びその背後地に集積しており、引き続き機能拡充やアクセス向上に努めます。さらに、平良港下崎地区においては物流機能の強化を図ります。

## 2) 土地利用の方針

### ①土地の高度利用に関する方針

平良港周辺の用途地域においては、基盤整備等に併せた土地の高度利用を促進し、各種都市機能の集積を図ります。

また、トゥリバー地区（コースタルリゾート地区）においては、観光・レクリエーション機能を主体とした土地の高度利用を検討します。

### ②用途転換、用途純化<sup>じゅんか</sup>又は用途の複合化に関する方針

宮古空港に近接する準工業地域の一部については、住居系用途の立地が大部分を占めていたことから、平成27年（2015年）3月に住居系用途への転換を行ってきました。

今後、用途地域周辺の用途白地地域については、既に市街化している区域においては土地利用の現況を踏まえつつ、将来の市街地像を明確にした上で、用途地域や特定用途制限地域の指定を検討します。

特に、市役所を核とする新しいまちづくりを推進するにあたり、市民サービス施設の集積や利便性の高い快適な住環境を創出するため、用途地域の指定等により、計画的な土地利用の整序・誘導を図ります。

### ③居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地においては、老朽住宅地の改善や密集住宅地におけるオープンスペースの確保に努めるとともに、身近な緑化を促進し、良質でゆとりある住環境の形成を図ります。

また、低未利用地の有効利用及び空き家などの既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、定住化等に向けた魅力ある居住環境の形成に努めます。

### ④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

湧水や墓地周辺の緑地や御嶽林など市街地に残る身近な緑地は、都市内の貴重な緑地空間であることから、その維持・保全を図ります。その際、風致地区や緑地保全地域、景観法等の活用を促進します。

また、道路緑化や屋敷内緑化等による緑の創出に努めるとともに、墓地の整備にあたっては周辺の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ可能な限り集約化を図り、秩序ある土地利用を促進します。

### ⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤の整備が進んだ郊外部には、集落と農地が広がる良好な田園環境が形成されていることから、優良農地については、農業上の土地利用が継続されるよう、集団性の確保や土地利用調整等による営農環境の保全に努めるとともに資源循環型農業を推進します。

また、市街地近郊の豊かな農住環境を維持していくため、担い手への農地の集積・集約化を促進等による経営規模の拡大を図りつつ、経営の効率化に向けた農業生産法人等の育成・強化に努めます。

### ⑥災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害に対し、災害に強いまちを実現するため、沿道不燃化等の既成市街地の防災機能の向上を推進し、市街地周辺の緩衝帯となる緑地やオープンスペースへの無秩序な開発を抑制し、自然環境に配慮した防災・減災を促進します。

また、津波防災地域づくりの観点から、一定の開発行為・建築制限が生じる津波災害特別警戒区域の指定を検討します。

### ⑦自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

緑地は、動植物の生息域の確保、地下水の涵養、水質維持など都市内の環境維持に欠かせないものであり、都市の骨格となる断層崖上の緑地を中心にまとまった緑地を積極的に維持・保全するとともに、特に、東平安名崎の風衝植生など貴重な緑地は、緑地保全地域や風致地区等の指定による保全に努めます。

また、海岸部については、動植物のビオトープとなる干潟及び自然海岸の保全や回復を図り、美ら海をつくるサンゴ礁の保全に努めます。

### ⑧計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途白地地域においては、土地利用の動向並びに人口動態や経済動向等を見据え、建築物の建蔽率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討します。併せて、地区計画の活用、特定用途制限地域の指定、開発許可対象面積の引き下げなど適切な対応により市街地の無秩序な外延化を抑制します。特に、用途地域に隣接・近接する区域については、市街地像に応じた用途地域の指定等、計画的な土地利用に努めます。また、既存集落については、良好な集落環境を維持するため、景観地区や地区計画等の導入等を促進します。さらに、レクリエーション系の土地利用については、周辺地域の環境に十分配慮した開発と計画的なレクリエーション施設整備に努めます。

### ⑨連携・集約型都市構造の方針

無秩序な市街化を抑え、拠点への都市機能の集約や、拠点周辺への居住誘導を図るとともに、公共交通などによりこれら拠点間をネットワークで結ぶことにより、住民の生活利便性を高めます。

また、生活機能等の維持が困難になると見込まれる集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を徒歩圏内に集約し、地域拠点や周辺集落と公共交通などのネットワークで結ぶことで、相互の機能の維持・強化を図ります。



## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設に関する都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

#### 歩いても走っても楽しく、人と環境にやさしい交通施設

都市内の個性ある発展を支えるために、都市拠点や地域拠点あるいはレクリエーション系拠点や自然系拠点等各拠点を連結する幹線及び補助幹線道路の整備・充実を進め、利便性向上を図るとともに、健康交流都市圏として個性ある南国らしい道づくりを促進します。

また、交流拠点である平良港の整備を推進し、機能拡充を図るとともに市街地内、特に港と市街地の回遊性・連続性を確保する都市計画道路の整備を推進します。

さらに、ユニバーサルデザインを取り入れた歩道の確保、自転車利用を促進する自転車道整備、無電柱化等歩行者にやさしく、沿道の動植物や景観に配慮した道づくりを推進するとともに、道路緑化と併せて、ボランティアの活用推進など、効率的・効果的な管理を推進します。

道路施設については、ライフサイクルコストの縮減を念頭に置いた整備を促進します。

#### 2) 整備水準の目標

おおむね 20 年後の主要な幹線道路、その他の幹線及び補助幹線道路の整備目標を 6.5km/km<sup>2</sup> (平成 30 年 (2018 年) 度現在 5.9km/km<sup>2</sup>) とし、基本方針に基づいて着実な整備を推進します。

#### 3) 主要な施設の配置の方針

##### ①道路

道路網のさらなる充実を図るため、城辺下地線や平良下地島空港線、マクラム通り線、東環状線等の整備を推進します。

生活道路は道路網を整序しつつ利便性及び防災機能を高めるため、区域内で発生又は集中する交通を円滑に集散し、さらに通過交通を誘発しないよう配置します。

また、緊急輸送道路においては台風による電柱倒壊が多いことから無電柱化を推進します。

さらに、狭あいな通学路や歩道のない生活道路等においては、誰もが安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりに努めます。



## ②港湾

平良港については、物流拠点としての内貿・外貿機能の拡充を図るとともに、人流拠点として、クルーズ船に対応した港湾整備等による国際交流機能の向上に努め、公共交通機能の充実による、市街地との一体性強化によって人と環境に優しい港湾整備を図ります。

また、国際旅客船拠点形成港湾に指定されていることから、官民連携による旅客ターミナルなどの整備を推進し、国際交流機能の向上に努めます。

さらに、公共交通機能の充実による、市街地との一体性強化によって人と環境に優しい港湾整備を図ります。

トゥリバー地区においては、コースタルリゾート事業を促進し、観光・レクリエーション拠点として機能を配置します。

## ③空港

宮古圏域に宮古空港と下地島空港の2つの玄関口があることを活かし、両空港の機能強化を図るとともに、国内への路線拡充に向けた取組を図ります。

下地島空港においては、国際線やプライベートジェット機等の受入強化に取り組むとともに、空港や周辺用地を活用した新たな事業展開を促進します。また、防災対策として早期復旧計画の策定や被害を最小限にとどめるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保を図ります。

## ④公共交通機関

基幹交通としてのバス交通の機能強化を図るため、空港や港湾、中心市街地、地域拠点及び広域医療機関等を結ぶ公共交通軸を中心に、路線バスやコミュニティバス等の連携によるバス交通ネットワークの構築に努めます。

## ⑤交通管理

本区域は、路線バスが運行されているほか、宮古圏域の中心都市として、離島便や離島航路などが多く発着していることから、住民や観光客にとって利便性が高い交通ネットワークを形成するため ICT 等を活用し、的確な交通情報の提供や、異なる交通機関のシームレスな接続、安全・快適な移動環境の提供に取り組めます。

## 4) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種別	名称
道路	平良下地島空港線、城辺下地線、マクラム通り線、東環状線、大原線、荷川取線、大道線、高校東線、球場西線、市場通り線、久松線
港湾	平良港（下崎地区、漲水地区、トゥリバー地区）

## (2) 下水道に関する都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

公共下水道の整備が遅れている本区域においては、市街地内の公共下水道の整備・拡充を図り、普及率の向上に努めます。

本区域は飲料水の全てを地下水に依存していることから、水質保全を徹底するとともに、公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた効果的な汚水処理施設整備等を促進します。

さらに、下水道施設、集落排水施設の新規整備に関しては、ライフサイクルコストの縮減を念頭に最適な規模と適正配置等に努めます。

### 2) 整備水準の目標

おおむね 20 年後の公共下水道の整備目標は、次のとおりです。

年 次	平成27年（2015年） 【現 況】	令和17年（2035年） 【目 標】
処理対象人口（千人）	8.9	18
普及率（%）	17	42

※処理対象人口とは利用可能人口を示す。

資料：庁内資料

### 3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種 別	名 称
下水道	宮古島市浄化センターの増設
	ポンプ場及び管渠の改築

## (3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、向上を図るため、本区域の人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ってそれぞれの施設整備を進めるものとします。

### 2) 主な施設の整備目標

種 別	名 称
その他	し尿処理施設の整備

### 3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

#### 環境に調和し、活気と人情のある市街地整備

既成市街地においては、老朽市街地の更新や老朽化した公営住宅の建替え・改善、道路の修景整備等とともに居住環境改善に資する面整備等を推進します。

空洞化や商業機能の低下が進む中心市街地においては、まちなか居住を促進するため、公園、道路の整備などハード・ソフトの一体的整備を推進します。

また、観光機能の核であるトゥリバー地区（コースタルリゾート地区）の整備とともに港と市街地の回遊性・連続性を高める市街地整備を進めます。

さらに、市街地整備に併せて体験・滞在型観光をはじめとする産業振興に資する高度情報通信インフラの整備促進を図ります。

#### 2) 市街地整備の目標

おおむね10年以内の主要事業を次のとおり想定します。

市町村名	事業名	地区名	面積(ha)	施行者	備考
宮古島市	土地区画整理事業	竹原地区	23.6	宮古島市	施行中
		大原第2地区	3.5	〃	計画
	みなとまち宮古再生プロジェクト	未定	未定	未定	計画
	市役所周辺整備事業	〃	〃	〃	〃

## 4. 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

#### 自然を感じ、うまんちゅに優しい都市環境

本区域は、石灰岩台地の平坦な地形を基盤に、森林は少なく田園地域が広がり、川がなく地下水で成り立っている地域にあり、美しいサンゴ礁海域が周囲を取り巻いていることが特徴となっています。また、活動的なスポーツ・レクリエーション、マリンスポーツが活発に行われ、人々のふれあいや交流が盛んな圏域となっています。

中心市街地は、港と一体的に発達し土地利用の密度も高いものの、周辺部にはみどりも配置され、まとまりのある構成を維持してきましたが、港湾の拡大や空港の整備により都市的土地利用が用途地域周辺に広がる傾向にあります。そのため、市街地の周辺における良好な都市環境を確保しながら、中心市街地とつながるみどりの形成が望まれます。また、本区域は、飲料水の全てと農業用水のほとんどを地下水に依存しているため、地下水を含めた健全な水の循環が重要となります。

これらを踏まえ、みどりの形成に関する基本方針を以下のように設定します。

- ①石灰岩の台地に自然を広げるみどりの帯の形成
- ②海の環境を育むみどりの環境の充実
- ③丘の眺望と海辺のふれあいを楽しむ拠点の確保
- ④豊富で良質な地下水を確保する水源涵養林等の確保

また、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地の持つ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進します。

さらに、良好な自然地等への墓地の拡散を防ぐため、墓地の集約化を図ります。

## 2) 緑地の確保水準

### ①緑地確保の目標水準

年次	平成27年（2015年） 現況値	令和17年（2035年） 目標値
市街地＋周辺における緑地確保目標量	5,305.3 ha	5,829.3 ha
市街地＋周辺の面積	5,703.8 ha	6,237.3 ha
市街地＋周辺に対する割合	93.0 %	93.5 %

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」  
令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

※「＋周辺」とは、市街地の存在する周辺領域のみを対象としている。

※目標値において割合が30%以上の場合は、現況以上とする。

### ②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
都市公園等の整備面積	107.5 ha	397.3 ha
都市計画区域人口1人当たりの 都市公園整備面積	21.9 m <sup>2</sup> /人	89.8 m <sup>2</sup> /人

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」  
令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

## 3) 主要な緑地の配置の方針

### ①環境保全系統

本区域の地形や自然環境を特徴づけ、地下水涵養上重要な石灰岩堤のみどりを保全するものとし、特に大野山林一帯の樹林地は、生態系の基盤となる自然環境の拠点として保全を図ります。

また、動植物の生息生育地として重要な池間湿原や与那覇湾の干潟や、東平安名崎等の貴重な植生について保全を図ります。

さらに、大嶽城跡、高腰城跡一帯のみどりを歴史文化とふれあえる場所として充実、整備を図るとともに、豊見親墓や井戸（ウリガー）や御嶽など郷土資源とその一帯のみどりの保全、修復を図ります。

### ②レクリエーション系統

植物園が立地する大野越公園（大野山林）一帯から海岸にかけては、本区域の散策や交流の拠点及び海へのアプローチ拠点として位置づけるとともに、海域利用の拠点となるトゥリバー地区（コースタルリゾート地区）の整備を進めていきます。

また、砂山ビーチ、与那覇前浜周辺のリゾート地、東平安名崎公園等の観光施設や観光資源等をレクリエーション系統のみどりと位置づけ、その充実を図り、道路ネットワークの形成を図ります。

さらに、本区域の観光振興の拠点となる宮古広域公園を整備し、様々な体験・交流の場を創出します。

### ③防災系統

島の環境を維持するため、防風林帯や緑地帯の形成を進め、これらと市街地内の公共緑地や道路と結び防災緑地網を形成します。

### ④景観形成系統

西平安名崎や砂山ビーチ、与那覇前浜など本区域の特徴的なエリアについては、景観保全地域として維持し、東平安名崎や大嶽城址公園等の風光明媚な場所については眺望点として整備を促進します。

また、伊良部大橋からの景観対象となる西海岸の海岸景観の保全や緑化、宮古空港、下地島空港へアプローチする道路の緑化等を推進し、シンボリックな空間の整備を促進します。

## 4) 主要な緑地の確保目標

### ■公園緑地等の整備目標及び配置の方針

種 別	配置方針	平成27年（2015年） 【現 況】	令和17年（2035年） 【目 標】
住区基幹公園	住区基幹公園の水準は充足しており、1㎡以上の街区公園の配置に努めます。	6.0 ㎡/人	8.0 ㎡/人
都市基幹公園	住民一人当たりの水準4.5㎡は既に到達しており、今後はこれらの内容の充実に努めます。	7.6 ㎡/人	10.1 ㎡/人
広域公園	宮古広域公園の整備を推進します。	0.0㎡/人	11.6 ㎡/人
その他の公園緑地 (都市緑地、特殊公園等)	都市公園内整備水準を既に確保しており、今後はこれらの供用促進と整備を図ります。	8.2 ㎡/人	60.2 ㎡/人
合 計		21.9 ㎡/人	89.8 ㎡/人

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」



## ■風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

種 別	配置方針	平成27年（2015年） 【現 況】	令和17年（2035年） 【目 標】
条例緑地	用途地域内の自然環境の要所となっている樹林地を市の条例適用を検討します。	0.0 ha	1.0 ha
風致地区 緑地保全地域 特別緑地保全地区	周辺の環境緑地帯の形成やアプローチ区間の景観効果の高い範囲に風致地区あるいは緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を検討します。	0.0 ha	50.0 ha
その他の 地域制緑地	現行の保安林指定の状況を継続し、維持管理の充実を進めるとともに、鳥獣保護区の保全の強化を検討します。	852.1 ha	852.1 ha
合 計		852.1 ha	903.1 ha

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」  
令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

### 5) 重点的に整備又は保全すべき主要な緑地等

#### ①おおむね10年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

広域的な拠点緑地として宮古広域公園の整備を推進し、国内外の観光客や市民など幅広い利用者のレクリエーション活動や憩いの場の形成、地域の自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成を図ります。

#### ②おおむね10年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地域等

平良市街地外周の緑地の保全を図るため、段階的に地域制緑地を導入します。

## (2) 都市景観形成に関する方針

### 1) 基本方針

地区計画等を活用して市街地や集落の魅力向上や宮古の原風景の回復に資する景観誘導方策の積極的導入や屋外広告物の規制誘導を図り、魅力ある都市景観形成に努めるとともに、点在する歴史資源等を保全・活用して良好で連続した景観の構築を図ります。

また、緑地協定等による屋敷内緑化や道路緑化等によって緑の総量を増やし、地場産材の活用や屋敷囲いの生け垣化、石垣化を進めるとともに、緑の里親制度等を活用した住民主体の緑化活動を促して身近な空間の景観向上を図ります。また、屋上緑化や壁面緑化等の建物緑化についても促進します。

特に、良質な海浜、岬等地域固有の優れた景観を有する本区域は、景観法等の活用により、積極的に自然環境、景観の保全を図ります。

## 5. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

住民の生命と財産を守り、安全な都市づくりを進めることは都市政策の基本であり、災害の未然防止とともに災害時の適切な対策、迅速な災害復旧などが欠かせないため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、それらを回避するための推進方針に基づいた施策を進める必要があります。

そのため、気候変動による影響への適応の考え方や災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえつつ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や災害復旧の備えとしてのオープンスペースを確保し、災害リスクの高い地域については、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるように配慮しつつ、土地利用を適切に制限するなどの対策を検討するとともに、ライフラインの多重化・多元化等を進めます。特に、台風の常襲地域に位置する本区域においては、海岸や急傾斜地等における防災対策を積極的な推進するとともに、電柱の倒壊の危険をなくすため無電柱化を促進します。

また、平成23年（2011年）3月の東日本大震災や平成28年（2016年）4月の熊本地震の教訓を踏まえ、既成市街地においては不燃化や老朽建築物の建替えを促進し、避難路や避難場所の確保、さらには、災害時の主要ネットワークの迂回路としてのリダンダンシー（多重性）の確保に努めるとともに、ICT・IoTを活用した防災情報共有や防災力の向上、住民の防災意識の啓発や防災ボランティアの育成等住民相互及び住民と行政間の連携により、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、災害に強くしなやかな都市づくりに努めます。

さらに、社会福祉施設など災害弱者が被災した際に、速やかに避難誘導ができるよう、避難誘導体制の構築や、緊急時の輸送機能及び避難場所等の確保を促進します。

### 2) 都市防災のための施策の概要

#### ①火災対策

市街地における建物の不燃化や老朽建築物の建て替え、道路緑化や敷地内緑化を推進するとともに、身近な避難路の確保・整備、オープンスペースの確保を図り、一体的な防災環境軸形成を促進します。

#### ②地震・津波対策

埋立地等の液状化対策や建物等の耐震化の促進、港湾における耐震強化岸壁の整備、空港施設の耐震性及び耐浪性の確保、上下水道等のライフラインの構造強化等に取り組み、避難・復旧拠点となる防災公園の整備を図ります。

ハザードマップなどの住民に対する防災計画の周知、避難場所の周知などソフト面の対策とあわせて、避難経路の確保などハード面の充実に努めるとともに、歴史的見地から想定される最大クラスの地震・津波の発生に対して人的・物的被害の最小化に取り組みます。また、海岸部においては、リーフを維持及び保全し、緑地等の緩衝帯を形成するとともに、高台の公園確保や避難ビルの指定を図り、津波災害防止に努めます。

また、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点整備の観点から、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の必要性や災害リスクの高い地域への立地抑制について検討を行

います。

### ③浸水対策

台風の常襲地である本区域においては、台風や集中豪雨などの風水害対策として低地部の雨水排除機能を高めるため、排水路の整備や道路等構造物の透水性向上を図るとともに、緑地整備による保水力向上に努めます。

また、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を促進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効果的な浸水対策を促進します。

## 6. 福祉に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1) 基本方針

本県には、亜熱帯・海洋性の豊かな自然環境や中国、東南アジア諸国の人々との長い交流を通して培われたやさしくおおらかな精神、人々が共に助け合っていく相互扶助の習わし等、高齢者、障がい者等にやさしい、温かい風土があります。

このすばらしい風土の中で、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設整備・改善を進めるとともに、高齢者や障がい者をはじめ誰もが歩いて暮らせる環境づくりを推進します。

### 2) 福祉のまちづくりに関する施策の概要

#### ①ゆとりある公共空間

ユニバーサルデザインの理念に基づく地域形成に向け、官公庁舎、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設において、バリアフリー化の一層の促進を図ります。

建築物だけでなく、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入を図ります。

また、道路等においては、高齢者や障がい者をはじめ誰もが歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進するなど、歩行者空間及び公共交通施設等の公共空間におけるバリアフリー化を図ります。

#### ②人にやさしい交通手段

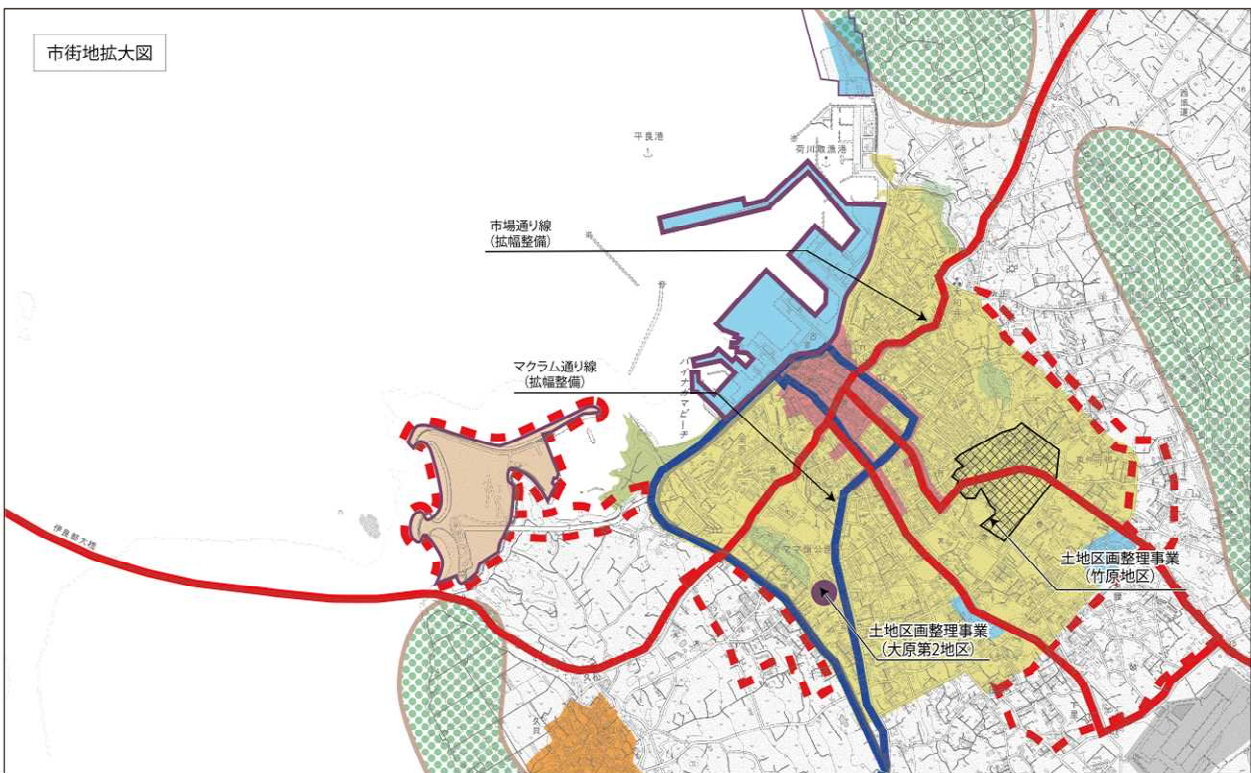
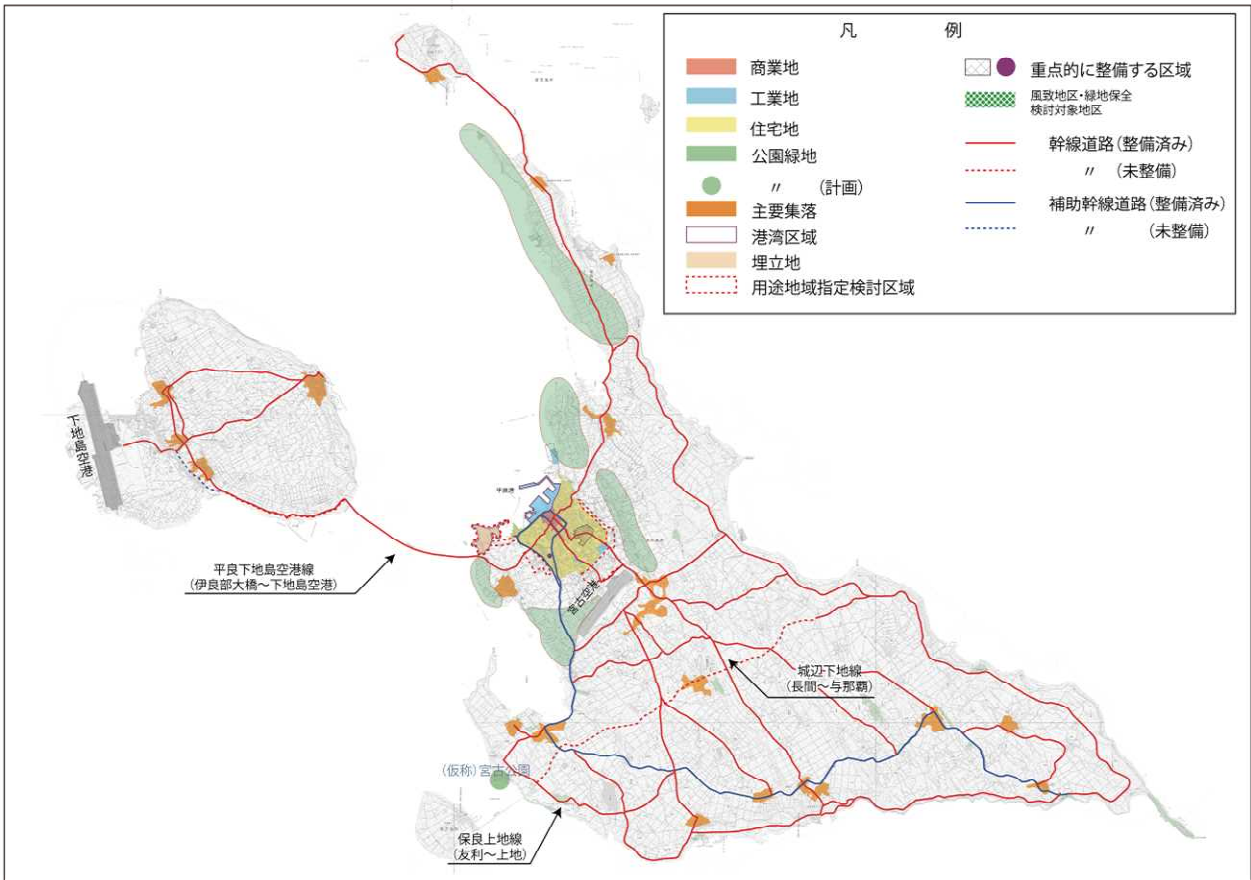
コミュニティバスや福祉交通などの交通手段の導入を図り、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが公共交通機関を利用できるよう移動の円滑化を促進します。

また、歩いて暮らせる環境づくりとして、身近な場所で充実した活動ができる生活環境や、歩行空間での日陰の確保、緑化推進により、歩行環境の整った歩行者ネットワーク形成を促進します。

#### ③社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を支える環境づくり

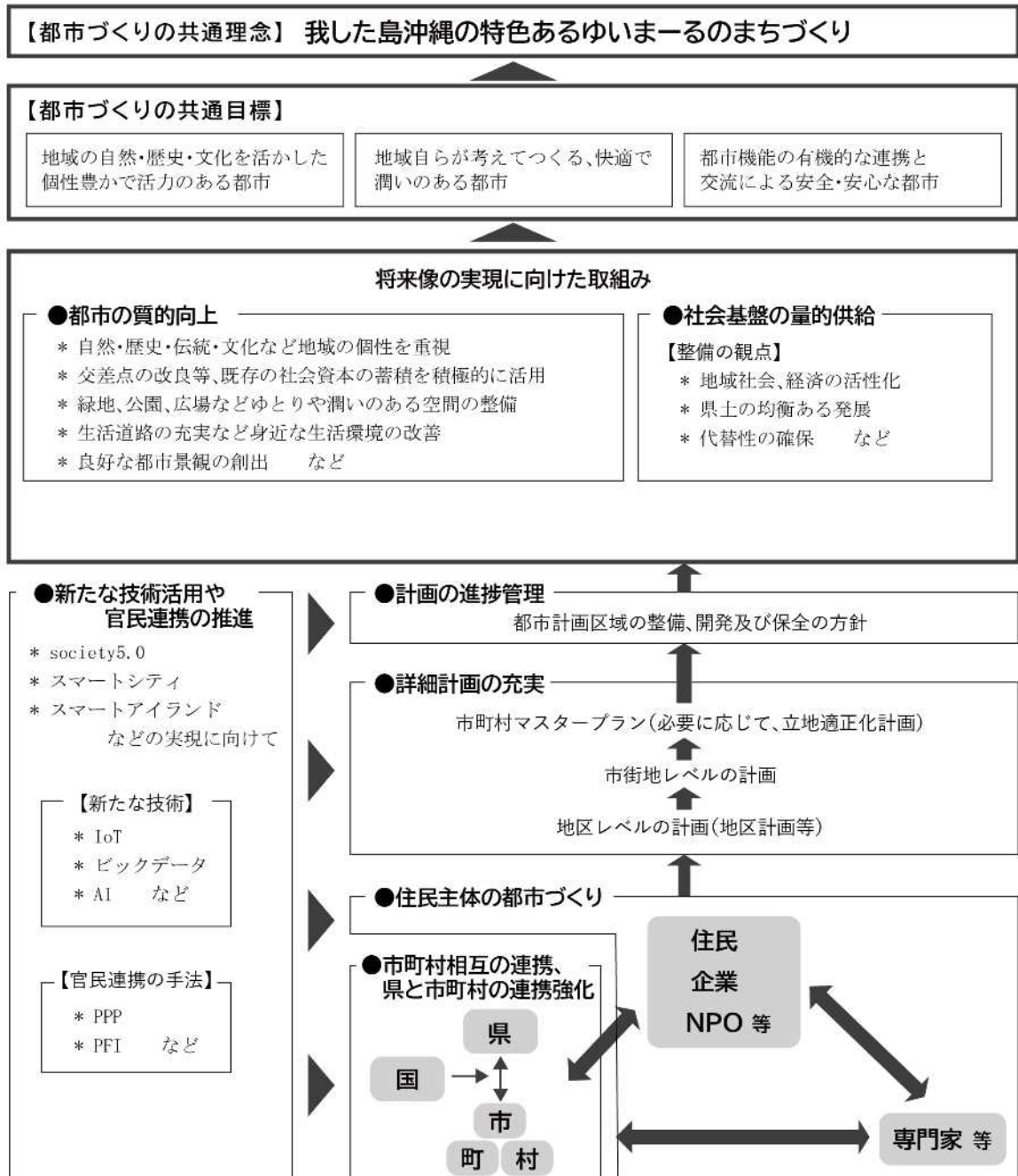
医療・福祉・子育て支援等の都市機能を都市の拠点や生活拠点に誘導すること等により、住民だれもが住み慣れた地域で健やかに暮らしていけるまちづくりを促進します。

主要な都市計画の決定の方針附図  
-宮古都市計画区域-



## V 将来像の実現に向けて

将来像の実現に向けては、県、市町村、国などの行政や住民、企業、NPO、専門家など様々な主体が関係します。また、それぞれの強みや立場を活かしながらかつて関わることで、将来像に近づいていくことが期待されます。この章では、前述した都市計画決定の方針等には位置づけされていない、各主体の役割や取組などの方向性を示しています。





## ◎都市の質的向上

●は各区域共通、◎は区域ごとの特徴や住民意見を反映

都市は、住民の日常的な生活や活動の場であり、行政による公共施設の整備や民間の建築行為等により長期間にわたりその機能を維持し、持続可能な方法で成長・発展することによって、歴史的・文化的な価値とともに品格や風格が備わっていくものと考えられます。

一方、これまでは、人口の増加に対応した新市街地の形成を中心に都市づくりを進めてきたことから、既成市街地においては、人口減少地区がみられるなど、地域共同体の維持が難しく、地域の伝統や文化の継承が困難な状況にあります。

さらに、厳しい地方財政状況と投資余力が低下する中であっては既存ストックを活用した市街地形成を考えていく必要があります。つまり、新市街地の形成から既成市街地における身の回りの生活空間の質的向上に視点を移す必要があります。そのためには、道路や公園、公共公益施設等の生活に密着した蓄積された社会資本を有効活用し、これらと連携した県民・観光客目線での公共交通ネットワークを構築し、また熱帯樹木や花等を使用した潤い空間や集客交流施設の整備による身近な憩い空間の創出等、既成市街地への重点投資が重要です。

## ◎都市計画区域の再編

本区域においては、地方分権の進展や社会状況の変化などの様々な課題に対応していくため、平成 17 年（2005 年）10 月に市町村合併を行いました。この合併の効果を十分に発揮するため、一体的・総合的に都市計画を展開していく必要があります。今後、伊良部大橋の供用やみやこ下地島空港ターミナル開業による都市活動の変化などを勘案しつつ、伊良部地域の都市的土地利用に備え、都市計画区域編入も含めて検討していく必要があります。

## ●詳細計画の充実

他方、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、一の市町村を越えた広域的な観点から都市計画のおおまかな方向性を示すものであることから、身の回りの生活空間の質的向上には詳細計画の充実が求められます。すなわち、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、市町村マスタープラン）」において、住民に対し、市町村ごとの都市計画の方針を明確に示すとともに、住民にとってより身近でわかりやすい都市づくりを進めるため、市町村マスタープランで定める市町村の全体構想や地域ごとの地域別構想を市街地整備や地区計画などの詳細計画の積み重ねによって実現していくことが重要です。その他、必要に応じて立地適正化計画の策定を行い、都市計画と公共交通の一体化や、民間施設の立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、都市の活力の維持や、身近な生活利便性の向上などを実現していくことも考えられます。

都市の質を図る上で重要な都市環境についても同様に、「沖縄県広域緑地計画」を基本とする広域的な緑地等の整備方針に基づき、市町村ごとに「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を定め、みどりの保全や活用に関する施策を、住民に身近なものとする中で、都市づくり全体への住民の関心を高めるとともに、参加を促すことにつながるものと考えられます。

さらに、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があります。市町村は、地域らしさを活かした「景観計画」の策定により、魅力あるまちなみや自然景観等の地域特性に応じた景観形成を促進するとともに、風景づくりに貢献する人材の育成や風景づくりを支援する制度等の活用を推進することで、総合的な景観施策を展開することが重要です。

このような住民合意のもとに策定される詳細計画は、生活道路などの身近な生活環境の改善や良好な住環境の形成、統一感のあるまちなみ景観の創出などを可能にするものであるとともに、その作成過程で市街地像を共有することが地域共同体の醸成にも役立つものと期待され、その地域共同体の存在は都市の質を図る一つの指標になるものとも考えられます。

今後は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市町村マスタープランの整合はもとより、地区計画などのより詳細な計画を整合させて、都市の質的向上を図るとともに、広域連携による一体的な都市づくりを進め、魅力的で良好な都市空間を実現させていくことが重要です。

## ●住民主体の都市づくり

個性的で魅力ある都市を実現するためには、都市づくりの情報を共有する場を積極的に設け、住民の都市づくりに対する意識を高めるとともに、地域主体の都市づくりを浸透させていく必要があります。すなわち、地域住民や都市計画の専門家、NPO 法人、民間企業、大学、ボランティアなど、行政とあらゆる主体が手を取り合う都市づくりの展開とともに、都市計画の提案制度等を活用し、地域で合意形成し、提案する地域提案型の持続可能な都市づくりへ転換を図ることが求められます。

行政は、都市計画に対する理解と協力を促す普及・啓発・支援と併せ、都市づくりの構想・計画策定の各段階をはじめ、あらゆる場面で住民説明会や公聴会の開催などにより、住民に積極的に情報を開示・提供し、説明責任を果たして都市づくりの意識を醸成していくと同時に、住民ワークショップやアンケートの実施など住民が常に都市づくりを身近に感じる環境を整えていく必要があります。

## ●市町村相互の連携、県と市町村の連携の強化

住民に一番近い行政である市町村は、効率的な都市運営や多様な住民の要求に的確に対応していくために、次世代に残すべき貴重な自然環境の保全・再生・適正利用や公共施設等の設置・運営などで広域連携を視野に入れた取組を強化する必要があります。

また、県は、将来像に寄与するよりよい都市の実現のために、市町村の主体的な取組を尊重し、支援しつつ、広域的な課題に対応した都市づくりを「選択と集中」によって進める役割が求められます。

このように、地域住民は地域の創意工夫の下で都市づくりに積極的に関わるとともに、行政は都市づくりの情報を積極的に発信してこれまでの行政主導の都市づくりから転換を図り、多様な主体による自主的な取組を支援し、協働する体制を確立することが重要と考えられます。

### ●新たな技術活用や官民連携の推進

近年、IoT、ビッグデータ、AI など新たな技術革新が進み、これらの技術を活用した Society5.0 の実現が期待されています。都市計画分野においては、行政が保有するインフラデータのオープン化や、これらのデータと ICT などを組み合わせ、都市の実態や課題などを効率的かつ正確に捉え、計画立案や進捗管理に活かすとともに、交通渋滞の解消など、住民や観光客の利便性向上などに寄与することが期待されます。

また、現在の社会経済状況下で限られた予算や資源を最大限活用することや、上記の ICT 活用をより積極的に推進する観点から、PPP/PFI など官民連携の導入も期待されています。

本県においては、Society5.0 の実現やスマートシティ及びスマートアイランドの概念を踏まえ、AI、IoT、ビッグデータの活用や、PPP/PFI による民間活力の導入等により、深刻な交通渋滞の解決や、その他社会インフラの効率的な整備・管理・運営等を推進することが重要と考えられます。

### ●計画の進捗管理

都市計画区域マスタープランは、目標年次を基準年から 20 年後と設定し、主要な都市施設の整備等は概ね 10 年以内を目標としています。都市計画区域マスタープランの成果がどのようなものであったのか、その進捗を把握し、分かりやすく示すことは、都市計画法に基づく都市づくりを進めていく上で重要な視点です。新たな振興計画の実施計画に設定される成果指標をもとに、PDCA サイクルを運用するとともに、5 年毎に実施される都市計画基礎調査等を活用して都市計画区域マスタープランの達成状況を検証するなど、計画の適切な進捗管理が必要です。